

第74回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成27年6月24日(水曜日)午前10時から
(受付開始：午前9時)

場 所

東京都東村山市野口町2丁目16番地2
当社東村山製作所
R & Dセンター総合館7階会議室

当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって平成27年6月23日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使してください。

【書面による場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、情報保護シールを貼って、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる場合】

議決権行使のためのインターネットウェブサイトは、「<http://www.web54.net>」です。詳しくは、本招集ご通知3ページの「インターネット等による議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

目 次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査役1名選任の件	
事業報告	13
1. 日機装グループ(企業集団)の 現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 新株予約権等に関する事項	
4. 会社役員に関する事項	
5. 会計監査人の状況	
6. 会社の体制および方針	
連結計算書類	39
個別計算書類	42
監査報告書	46

日機装株式会社

証券コード：6376

(証券コード6376)
平成27年6月2日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
日機装株式会社
代表取締役社長 甲斐敏彦

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時から（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都東村山市野口町2丁目16番地2
当社東村山製作所 R&Dセンター総合館7階会議室
3. 目 的 事 項
 - 報告事項1 第74期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 報告事項2 第74期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 付 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

4. その他の株主総会招集に関する決定事項

- (1) 書面により議決権を行使する場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、冒頭記載のとおり、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使する場合は、「インターネット等による議決権行使についてのご案内」（3頁）にしたがって、当社指定のインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）から、冒頭記載のとおり、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。
- (3) 書面による方法とインターネット等による方法とで重複して議決権を行使された場合は、当社に後に到達したものを有効な議決権行使として取り扱います。ただし、書面とインターネット等による議決権行使が同日に到達したときは、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- (5) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nikkiso.co.jp>）に掲載しておりますので、添付書類には掲載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、インターネット上の当社ウェブサイト掲載事項を含む連結計算書類および計算書類を監査しております。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願いいたします。
 - ◎ 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nikkiso.co.jp>）に掲載します。

インターネット等による議決権行使についてのご案内

1. インターネットをご利用になる皆様へ

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、携帯電話専用サイトは、開設しておりませんのでご了承ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関してのみ有効です。次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。
- (3) 議決権行使専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- (4) システムに係る条件について
インターネットにより議決権を行使される場合は、次のシステム環境をご確認ください。
 - ① 解像度が横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること
 - ② 次のアプリケーションがインストールされていること
 - ア. Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 Service Pack 2以降
 - イ. Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降または、Adobe® Reader® Ver.6.0以降

※ Microsoft® および Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation (マイクロソフト社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※ Adobe® Acrobat® Reader®, Adobe® Reader® は Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

■ インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
TEL 0120 (652) 031
(受付時間 9:00~21:00)

2. 機関投資家の皆様へ

あらかじめ申し込みされた機関投資家の方は、上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしていますが、当社グループの決算期をグローバルベースで統一することで、財務開示や業績管理など経営および事業運営の効率化を図るため、また、将来適用を検討している国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性に対応するため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更します。これにともない、現行定款第13条、第44条および第46条に所要の変更を行なうものです。

また、事業年度の変更にともない、第75期事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9か月決算となるため、経過措置として附則を設けるものです。

なお、現在、決算期が12月31日以外の連結子会社についても、同様の変更を行なう予定です。

(2) 当社株式の大規模な取得に対する対応策（買収防衛策）に関する規則（以下「本規則」といいます。）は、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しますが、平成27年5月19日開催の当社取締役会において、本規則を継続しないことを決定しましたので、買収防衛策に関する現行定款第20条を削除するものです。また、上記の変更にともない、条数の変更を行なうものです。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことにともない、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条第2項および第41条第2項の一部を変更するものです。

なお、現行定款第31条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第12条 <省 略>	第1条～第12条 <現行どおり>
第13条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第13条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。
第14条～第19条 <省 略>	第14条～第19条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条 (買収防衛策に関する規則) <u>当社は、株主総会の決議により、当会社の株式の大規模な取得によって、当会社の企業価値が損なわれ、株主共同の利益が侵害されることを防止するために、買収防衛策に関する規則を制定することができる。</u></p> <p>第21条～第30条 <省 略></p> <p>第31条 (取締役の責任免除) ① <省 略> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第32条～第35条 <省 略></p> <p>第36条 (補欠監査役の選任) ① <省 略> ②補欠監査役の選任方法は、第33条第2項を適用する。 ③ <省 略> ④ <省 略></p> <p>第37条～第40条 <省 略></p> <p>第41条 (監査役の責任免除) ① <省 略> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第42条～第43条 <省 略></p>	<p><削 除></p> <p>第20条～第29条 <現行どおり></p> <p>第30条 (取締役の責任免除) ① <現行どおり> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第31条～第34条 <現行どおり></p> <p>第35条 (補欠監査役の選任) ① <現行どおり> ②補欠監査役の選任方法は、第32条第2項を適用する。 ③ <現行どおり> ④ <現行どおり></p> <p>第36条～第39条 <現行どおり></p> <p>第40条 (監査役の責任免除) ① <現行どおり> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第41条～第42条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第44条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>第43条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p>
<p>第45条 <省 略></p>	<p>第44条 <現行どおり></p>
<p>第46条 (剰余金の配当の基準日) ①当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>	<p>第45条 (剰余金の配当の基準日) ①当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ②当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p>
<p>第47条 <省 略> <新 設></p>	<p>第46条 <現行どおり> 附 則</p>
	<p>第1条 第43条の規定にかかわらず、第75期事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9か月間とする。</p>
	<p>第2条 第45条第2項の規定にかかわらず、第75期事業年度の中間配当の基準日は、平成27年9月30日とする。</p>
	<p>第3条 附則第1条、第2条および本条は、第75期事業年度の経過をもって、これを削除する。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、企業統治体制をいっそう強化するため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p>か い とし ひこ 甲 斐 敏 彦 (昭和21年8月19日)</p> <p>重 任</p>	<p>平成8年2月 オランダ第一勧業銀行 総支配人 平成12年3月 当社入社 平成13年4月 当社執行役員 平成14年4月 当社医療機器カンパニー プレジデント 平成15年6月 当社取締役（現任） 平成16年12月 当社代表取締役社長（現任） (当社における地位および担当) 代表取締役社長</p>	51,293株
2	<p>にし わき あきら 西 脇 章 (昭和29年11月18日)</p> <p>重 任</p>	<p>昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社人事総務センター長 平成15年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社インダストリアルソリューションズカンパニー 経営戦略本部長 平成20年4月 当社経営センター長 平成20年6月 当社取締役（現任） 平成21年4月 当社管理本部長 平成22年4月 当社経営企画部長 平成23年6月 当社常務執行役員（現任） 平成25年4月 当社インダストリアル事業本部長 上海日機装ノンシールポンプ有限公司 董事長 平成27年4月 当社経営企画部長（現任） (当社における地位および担当) 取締役 常務執行役員 経営企画部長 管理、貿易管理、内部統制、内部監査、コンプライアンス、 情報システム担当</p>	11,488株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	ほん ま ひさし 本 間 久 (昭和27年9月12日) 重 任	昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 当社流体技術カンパニー 営業本部長 平成19年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社流体技術カンパニー プレジデント 平成20年7月 上海日機装ノンシールポンプ有限公司 董事長 平成21年4月 当社ポンプ事業本部長 平成22年4月 当社インダストリアル事業本部長 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 当社常務執行役員(現任) 平成25年4月 日機装(上海)投資管理咨询有限公司 董事長兼総経理(現任) 平成27年4月 当社インダストリアル事業本部長(現任) 上海日機装ノンシールポンプ有限公司 董事長(現任) (当社における地位および担当) 取締役 常務執行役員 インダストリアル事業本部長 生産統括、営業統括、研究開発、品質保証、中国地域における 事業の統括	9,177株
4	すい た つね ひさ 吹 田 恒 久 (昭和34年10月23日) 重 任	平成20年4月 (株)みずほコーポレート銀行 グローバルストラクチャードファイナンス営業部長 平成22年4月 当社入社 平成22年10月 当社メディカル事業本部 事業統括室長 平成23年4月 当社執行役員 当社メディカル事業本部 国際部長 平成23年10月 当社メディカル事業本部 副本部長 平成25年4月 当社経営企画部長 平成25年6月 当社取締役(現任) 平成25年10月 当社メディカル事業本部長(現任) 上海日機装貿易有限公司 董事長(現任) 平成26年4月 当社常務執行役員(現任) (当社における地位および担当) 取締役 常務執行役員 メディカル事業本部長	1,853株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	ふじ い しょうたろう 藤井 章太郎 (昭和29年12月3日) 新任	平成20年4月 日本光電工業(株) 検体機器技術センタ所長 平成23年11月 当社入社 平成24年10月 当社静岡製作所長 (現任) 当社静岡製作所 メディカル静岡工場長 平成25年4月 当社執行役員 (現任) 平成27年4月 当社静岡製作所 メディカル技術センター長 (現任)	191株
6	なか ね けんじろう 中根 堅次郎 (昭和22年7月9日) 重任 社外取締役	昭和50年10月 公認会計士登録 (現在に至る) 昭和52年7月 税理士登録 (現在に至る) 中根堅次郎税理士事務所 所長 昭和63年4月 清新監査法人 代表社員 (現任) 平成3年11月 日本ライフライン(株) 監査役 平成13年6月 当社社外監査役 平成15年7月 清新税理士法人 代表社員 (現任) 平成18年6月 日本バルカー工業(株) 社外監査役 (現任) 平成18年8月 当社独立委員会委員 (現任) 平成24年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士 (清新監査法人 代表社員) 税理士 (清新税理士法人 代表社員) 日本バルカー工業株式会社 社外監査役	11,469株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
7	<p>きく ち ゆうたろう 菊地 裕太郎 (昭和26年5月5日)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和56年4月 弁護士登録（現在に至る） 昭和58年8月 (株)日本システムプロダクト 監査役（社外監査役として現任） 昭和61年4月 菊地総合法律事務所 所長（現任） 平成12年4月 日本弁護士連合会 常務理事 平成15年11月 東京弁護士会 副会長 平成19年6月 当社社外監査役（現任） 平成19年8月 当社独立委員会委員（現任） 平成24年12月 (株)トータルエステート 社外監査役（現任） 平成25年4月 日本弁護士連合会 副会長、東京弁護士会 会長 平成26年6月 公益財団法人日弁連法務研究財団 専務理事（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 弁護士（菊地総合法律事務所 所長） 公益財団法人日弁連法務研究財団 専務理事 株式会社日本システムプロダクト 社外監査役 株式会社トータルエステート 社外監査役</p>	13,848株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 中根堅次郎氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 中根堅次郎氏は、長年にわたり、公認会計士・税理士として活躍され、企業会計・税務に精通しています。また、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として、財務および会計に関する高い見識を有しているため、社外取締役として適任であると判断しています。
- (2) 中根堅次郎氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任年数は本定時株主総会の終結の時をもって3年になります。なお、当社は、同氏を(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ています。
- (3) 当社は、中根堅次郎氏と、定款の規定に基づき、5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しています。なお、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。

3. 菊地裕太郎氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 菊地裕太郎氏は、弁護士として法務全般に精通しています。また、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年弁護士として活躍され、企業経営、企業法務に関する高い見識を有しているため、社外取締役として適任であると判断しています。
- (2) 菊地裕太郎氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任年数は本定時株主総会の終結の時をもって8年になります。なお、当社は、同氏を(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が社外取締役に就任したときにも、同氏は同取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
- (3) 菊地裕太郎氏が社外取締役に就任したときには、当社は同氏の間で、定款の規定に基づき、5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、田代初男監査役、後藤直人監査役および菊地裕太郎監査役の3名が任期満了となりますので、新たに監査役3名の選任をお願いするものです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p>なかむらひろし 中村洋 (昭和28年1月10日)</p> <p>新任</p>	<p>平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行 執行役員 同行日本橋支社長 平成19年3月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 当社企画本部長 平成21年10月 Nikkiso Europe GmbH 代表取締役 平成23年6月 当社常務執行役員 平成25年4月 当社精密機器事業本部長 平成25年11月 当社経営企画部長</p>	32,740株
2	<p>ばんのぶひこ 伴信彦 (昭和28年12月23日)</p> <p>新任</p>	<p>平成15年7月 (株)みずほ銀行 町田北口支店長 平成17年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員(現任) 当社経営センター長 平成20年4月 当社医療機器カンパニー プレジデント 平成21年10月 当社内部統制室長 平成23年4月 当社金沢製作所長</p>	15,573株
3	<p>なかくぼみつあき 中久保満昭 (昭和41年11月24日)</p> <p>新任</p> <p>社外監査役</p>	<p>平成7年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属)(現在に至る) 平成13年4月 あさひ法律事務所 パートナー(現任) 平成20年6月 当社補欠社外監査役(現任) 平成23年10月 公益財団法人自転車駐輪場整備センター 監事(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人自転車駐輪場整備センター 監事</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中村洋氏および伴信彦氏が監査役に就任したときには、第1号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、当社は各氏との間で、定款の規定に基づき、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
3. 中久保満昭氏は、社外監査役候補者です。
(1) 中久保満昭氏は、弁護士として企業法務全般にわたり広く活躍されており、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスに精通しています。また、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に携わる弁護士として、企業経営全般に関する高い見識を有しており、社外監査役として適任であると判断しています。
(2) 中久保満昭氏が社外監査役に就任したときには、同氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
(3) 中久保満昭氏が社外監査役に就任したときには、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

平成24年6月26日開催の当社第71回定時株主総会において、当社の補欠の社外監査役として、中久保満昭氏を選任いただきましたが、同氏は、本定時株主総会において、新たに社外監査役に選任される予定であるため、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらためて、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
くら しげ ひで き 倉重英樹 (昭和17年9月11日) 新任	平成5年1月 日本アイ・ビー・エム(株) 取締役副社長 平成5年11月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株) 代表取締役会長 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティングサービス(株) 代表取締役会長 平成16年2月 日本テレコム(株) (現 ソフトバンクモバイル(株)) 取締役代表執行役社長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成18年10月 (株)RHJIインダストリアル・パートナーズ・アジア 代表取締役社長 平成19年12月 (株)RHJインターナショナル・ジャパン 代表取締役会長 平成20年5月 (株)シグマックス 代表取締役CEO 平成22年1月 同社代表取締役会長兼社長 平成22年4月 同社代表取締役会長 平成23年4月 (株)アイ・ティ・フロンティア 取締役会長 平成24年4月 同社代表取締役執行役員会長 平成25年4月 (株)シグマックス 代表取締役会長兼社長 (現任) 平成25年9月 (株)アダストリアホールディングス 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社シグマックス 代表取締役会長兼社長 株式会社アダストリアホールディングス 社外取締役	0株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 倉重英樹氏は、補欠の社外監査役候補者です。

- (1) 倉重英樹氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として適任であると判断しています。
- (2) 倉重英樹氏が社外監査役に就任したときには、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 日機装グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、国内では、昨年4月の消費増税実施後の実体経済落ち込みの影響を受け、工業部門、医療部門とも受注、売上は低調に推移しました。年度末にかけて医療部門を中心に多少の回復傾向はみられたものの、国内の業績低迷の基調変化をもたらすには至りませんでした。海外の業績は、米国の雇用、住宅、消費などの経済指標の改善が続く一方で、欧州や中東の地政学的リスクの顕在化や中国の景気減速など不透明な要因も多く、好調な航空宇宙事業を除いてはほぼ横ばいとどまりました。

全体として、買収による新規連結や円安の効果によって、当期の受注高は133,751百万円（対前期比9.3%増）、売上高は129,255百万円（同6.3%増）となりましたが、国内事業の不調や研究開発費用の負担、静岡から金沢への生産拠点移管、システム整備などの間接費用の増加などの収益圧迫要因によって、営業利益は6,120百万円（同35.0%減）、経常利益は8,960百万円（同20.9%減）、当期純利益は5,099百万円（同13.5%減）という結果となりました。

一方で、当社グループは、中長期的な視点からの経営戦略投資を活発化させています。

工業部門では、エネルギー分野でのLEWA社やGeveke社との事業統合や生産能力強化、LNG用ポンプ生産の米国移管やAtlas Copco社からの事業買収、航空宇宙事業拡大に伴うベトナム・ハノイ工場の拡張、医療部門ではCRRT（急性血液浄化療法）事業の統合作業、中国の血液透析装置事業の展開、また新規事業としての紫外線LED事業の体制整備などを着実に実行してきました。いずれも当社グループの長期的、持続的な成長のために大きな布石となるもので、今後の本格的な業績寄与を見込んでいます。

(%表示は対前期比)

受注高	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
133,751百万円 (9.3%増)	129,255百万円 (6.3%増)	6,120百万円 (35.0%減)	8,960百万円 (20.9%減)	5,099百万円 (13.5%減)

当期においては、国内事業の不調や間接費用の増加などにより収益が伸び悩みましたが、一方で、当社グループの長期的、持続的な成長のために大きな布石となる経営戦略投資を活発化させています。これらの投資を着実に業績へ反映させていくべく、今後も経済成長や市場拡大が見込まれる海外を中心に積極的な事業展開を図り、顧客のニーズを的確に捉えた技術・製品の開発体制や効率的な製造体制、収益力を重視した販売・アフターセールス体制、品質管理体制など、事業体制強化のための諸施策に着実に取り組んでいきます。

このような中で、当社グループの主要な顧客が海外で事業を積極的に展開していること、LEWA社、Geveke社、Nikkiso Cryo社などポンプ・システム関連の海外グループ会社の躍進、中国での透析装置事業の拡大、CRRT事業の世界展開などにより連結での海外売上がすでに60%程度になっていることから、国際財務報告基準（IFRS）の導入を視野に入れて、その準備を加速させていきます。

また、新規事業化を目指す紫外線LED事業については、量産工場の稼働が始まり、国内外の顧客からの量産ベースの受注も増加する中で、次期を本格的な事業化の初年度と位置付けており、殺菌・樹脂硬化・分析などの有望市場の創出を推進するとともに、今後の需要拡大に不可欠なLED性能の向上やコスト削減などの課題解決に向けた取り組みにも注力していきます。

【事業セグメント別の状況】

区分	事業名	受注高 (対前期比)	売上高 (対前期比)
工業部門	インダストリアル事業	69,071百万円 (13.0%増)	64,735百万円 (6.8%増)
	航空宇宙事業	10,091百万円 (23.5%増)	10,147百万円 (27.7%増)
	計	79,239百万円 (14.3%増)	74,960百万円 (9.3%増)
医療部門	メディカル事業	54,512百万円 (2.8%増)	54,295百万円 (2.5%増)
合計		133,751百万円 (9.3%増)	129,255百万円 (6.3%増)

(注) 受注高および売上高の工業部門合計欄には、新規事業の紫外線LED事業の実績が含まれています。

工業部門

工業部門は、ポンプ・システム製品、粉粒体計測機器などを手掛けるインダストリアル事業と、炭素繊維強化プラスチック（CFRP）を使った航空機部品などを手掛ける航空宇宙事業、新規事業化を推進中の紫外線LED事業で構成されています。

<インダストリアル事業>

インダストリアル事業は、無漏洩ポンプ、高精度定量注入ポンプ、高速遠心ポンプ、液化ガスに使用される極低温用ポンプなどの産業用ポンプ、火力・原子力発電所用など各種産業向け水質調整装置とこれらのシステム製品ならびに温水ラミネータなどの電子部品製造装置および粉粒体の粒度分布測定装置などの精密機器の製造・販売・メンテナンスを行なっています。

昨年後半からの原油価格急落によって、北米ではシェールオイルの新規開発ペースが鈍化するなどの影響が出始めている中、LEWA社では高収益案件の積極受注や生産能力の向上に努め、業績は堅調に推移しました。一方で、国内の実体経済の落ち込み、主要顧客の生産拠点の統廃合の影響などもあり石油化学プラント向けポンプについては、伸び悩みました。LNG用ポンプの主要拠点化を進める米国Nikkiso Cryo社では、受注は好調でしたが、顧客プロジェクトの進行遅れなどによる大幅な出荷時期の期ずれの影響などで売上を大きく伸ばすことができませんでした。また、精密機器関連製品では、半導体業界が活況であることから電子部品製造装置などは好調に推移しました。

この結果、インダストリアル事業の業績は、受注高は69,071百万円（対前期比13.0%増）、売上高は64,735百万円（同6.8%増）と増収となりましたが、当期から通期で連結したオランダGeveke社の寄与分を除くと、実質、横ばいにとどまりました。

中長期的な視点からは、LEWA社をポンプ事業の世界戦略拠点と位置付け、Geveke社をはじめとする国内外グループの事業再編の強化、また、LNG用ポンプ事業では、製造・販売の主要拠点化した米国Nikkiso Cryo社の整備をさらに推し進めるとともに、本年2月にスウェーデンAtlas Copcoグループからのアフターサービス事業の譲受を通じ業績拡大への新たなスタートを切りました。

昨年後半から原油価格が急速に下落していますが、当社グループが主に製品を供給している在来型の大型開発プロジェクトにおいては、足元では受注のキャンセルなど目立った影響は顕在化していません。今後の動向には引き続き留意しながら、中長期的な成長が見込まれるエネルギー業界向けを中心に、グローバルベースでのポンプ・システム製品の事業体制や販売・アフターセールス体制の整備・強化に注力していきます。

当期のインダストリアル事業の業績に影響を及ぼしたLNG用ポンプ事業については、主要

拠点であるNikkiso Cryo社の陣容強化とともに、Atlas Copcoグループから譲り受けた市場シェアの拡大やアフターセールス体制の整備などの統合効果を早期に実現させ、収益力の安定化と強化を図っていきます。また国内ポンプ・システム事業については、グループ企業との連携を促進しながら、特長のある製品・技術の強みを十分に活かした開発・製造・販売体制を早急に再編していくことを通じて、業績の拡大に取り組みます。

<航空宇宙事業>

航空宇宙事業は、炭素繊維強化プラスチック（CFRP）製品の製造・販売を行っており、主力製品は航空機の逆噴射装置に用いられる部品（カスケードおよびブロッキングドアなど）です。

民間航空機業界は、新興国を中心とした旺盛な航空機需要に対応するために、既存機種の生産能力を増強させています。また燃費向上、運行の効率化を目指して開発された新型機の生産、出荷も順次拡大していくなど、中長期的な市場の拡大が見込まれています。

このような環境下で、主力製品であるカスケードを中心に順調に推移していますが、加えて、金沢工場への製造移管、さらにトルクボックスや主翼部品などの大型部品向けのベトナム・ハノイ工場の体制の整備と並行して、当社の強みである品質、納期の確かさが多くの顧客から高く評価され、エンジン回りの複雑な部品や他の新規の航空機部品のCFRP化の引き合い、受注が活発化しました。また、為替相場が円安基調で推移したことも業績には追い風となりました。

この結果、航空宇宙事業の受注高は10,091百万円（対前期比23.5%増）、売上高は10,147百万円（同27.7%増）となりました。

民間航空機の需要増や軽量化へのニーズ拡大などを背景に、部品のCFRP化への引き合いが増加している中で、新規部品の受注に向けた営業活動をさらに積極化させていきます。国内では、製造拠点の移設を早期に完了させ、開発と製造の効率的な運営体制を構築していくとともに、ベトナム・ハノイ工場では、航空機業界で求められる高度な品質管理や納期を順守しながら、主翼部品の生産本格化やトルクボックスの新機種向け生産が始まるなど事業がいつそう拡大する見込みであることから、新工場の増設も視野に入れ、事業基盤の強化に取り組んでいきます。

このほか、新規事業化を目指す紫外線LED事業については、LEDの性能向上や歩留り改善のための研究開発を継続するとともに、国内外の市場創出のための営業活動や量産工場を立ち上げるなどの体制整備に積極的に取り組みました。

以上の結果、工業部門の受注高は79,239百万円（対前期比14.3%増）、売上高は74,960百万円（同9.3%増）となりました。営業利益は、ポンプ製品の減収による影響や、紫外線LED事業化に向けた事業体制整備の費用増加などがあり、4,375百万円（同14.3%減）となりました。

医療部門

<メディカル事業>

メディカル事業は、血液透析装置、ダイアライザー、血液回路、粉末型透析用剤などの血液透析および腹膜透析ならびにCRRT（急性血液浄化療法）に関連した製品や医薬品、人工臓器装置などの医療機器の製造・販売・メンテナンスを行なっています。

国内市場では、保守契約の増加や、血液回路や粉末型透析用剤の売上は堅調に推移したものの、消費増税前の駆け込み需要の反動による主力の透析装置の不振、診療報酬改定の影響などによるダイアライザーの伸び悩みにより、売上が前期比で大幅に減少しました。

海外では、前期に苦戦した欧州市場では売上が回復したほか、中国市場で合弁会社向けの部品販売や完成品の輸出を中心に売上が前期比で増加しました。また、米国Baxter社から譲り受けたCRRT事業については、事業運営体制の自立化に向けて、各国での営業体制や効率的な生産・供給体制の確立、ITシステムなどの事業基盤整備などを推進した結果、売上についてはほぼ想定どおりに進捗しました。しかし、いずれも、国内市場の不振を補うまでには至りませんでした。

この結果、CRRT事業が当期から新規に連結されたこともあり、医療部門の受注高は54,512百万円（対前期比2.8%増）、売上高は54,295百万円（同2.5%増）でしたが、実質的には大幅な減収となり、営業利益も、透析装置の売上減少や円安による消耗品の輸入コスト上昇に加えて、国内生産拠点再編に伴う減価償却費や移設費用の一時的増加などにより、5,243百万円（同33.2%減）となりました。

医療機関においては、透析治療に対する省力化や自動化、最新の治療法に対応する機能などへ適切な対応が求められており、当社の透析装置へ底堅い需要が継続していると認識しています。充実したメンテナンス体制、顧客ニーズへの機動的な対応、豊富な製品揃えなど他社にない当社の強みをいっそう発揮することにより、早急な国内市場の回復に努めていきます。

主力の国内血液透析事業については、市場でのシェアの高さを十分に活かし、引き続き透析監視装置を中心とした透析の「トータルシステム」製品や消耗品の販売、メンテナンス体制の強化を図っていきます。

また海外市場では、次期の後半に欧州市場向けに多機能の新型透析装置を投入する予定のほか、中国市場では、パートナーである威高集団への営業支援体制の強化や、高機能機種への投入を実施し、また、CRRT事業については、引き続き事業運営体制の整備や収益化に取り組むことにより、業績の早期の回復に全力を尽くしていきます。

(2) 対処すべき主要な課題

当社グループでは、「日機装ビジョン2018」において、顧客の真の課題を察知し、解決するための「技術の日機装の確立」、次の成長の源泉とするための「既往投資の収穫」、当社グループの強みを活かした「新規事業の育成」の3点を基本施策として、規模の拡大のみを追求するのではなく、技術力を成長の源泉とした強固な利益体質の企業を目指して、グループ一丸となって取り組んでいます。この中期経営計画を達成するためには、各事業において様々な課題に着実に対処していく必要があります。

インダストリアル事業では、中長期的な成長が見込まれるエネルギー関連業界を中心に持続的な成長を目指すために、ドイツLEWA社やオランダGeveke社との事業統合によるグローバルベースでの開発・製造・販売・アフターセールスなどの最適な事業体制を構築し、顧客が必要とする高付加価値の製品・サービスを提供するソリューションビジネスを推進していきます。また、国内の石油化学業界や電力業界向け事業については、市場が伸び悩む中で、抜本的な事業構造改革を行ない、収益体質の改善を図っていきます。

航空宇宙事業では、人口増加や経済成長などを背景に世界的に航空機需要が高まる中で、急速に事業規模が拡大しています。今後更なる成長に向けて、エンジニアなどの人的リソースの増強や、国内の静岡工場、金沢工場とベトナム・ハノイ工場でのバランスのとれた事業運営体制の構築など、事業規模の更なる拡大に対応するための体制強化を図っていきます。

メディカル事業では、主力の国内血液透析事業を中心に安定した事業基盤を構築していますが、更なる成長のために、新興国を中心に市場の拡大が見込まれる海外での販売や収益力の強化を図ることに加えて、CRRT事業の事業運営体制整備や、血液透析事業に次ぐ事業の柱になり得る新領域の製品開発、事業化などの諸施策を着実に推進していきます。

新規事業化を目指す紫外線LED事業については、量産ベースで世界最先端のLED性能の更なる向上や歩留り改善のための研究開発を継続するとともに、営業・製造などの事業体制を整備し、「紫外線×LED」ならではの長が活かせる殺菌や樹脂硬化などの市場開拓を積極的に推進していきます。

また、全社的には、経営の基盤となるグループ内の制度、仕組みを抜本的に見直し、事業規模の拡大や、グローバル化が進む経営環境に対応した組織体制、人材、IT環境などの整備や、財務体質の強化を図っていきます。コンプライアンスにも目を配り、企業の社会的責任を果たしていくことにも、引き続き取り組んでいきます。

これらの課題に着実に取り組むことで、「日機装ビジョン2018」最終年度の平成29年度には、売上高1,500億円、営業利益率9%の達成を目指します。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は7,467百万円であり、その主なものは次のとおりです。

- | | | |
|---------------------------------------|-----|----------|
| ① 当期中に完成した主要設備 | | |
| 紫外線LED事業の生産拠点（白山工場）の新設 | 投資額 | 1,166百万円 |
| ベトナムの複合材製品等生産工場の設備増設
（航空宇宙事業本部） | 投資額 | 1,003百万円 |
| タイの血液回路生産工場の設備増設
（メディカル事業本部） | 投資額 | 206百万円 |
| ② 当期において継続中の主要設備の新設および拡充 | | |
| ドイツの往復動ポンプ生産工場の設備増設
（インダストリアル事業本部） | 投資額 | 876百万円 |

(4) 資金調達の状況

低金利環境等を考慮して、第75期中に想定される多様な事業資金の需要等に備えるため、平成27年3月に15,000百万円の長期借入を行ないました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第71期 (平成24年3月期)	第72期 (平成25年3月期)	第73期 (平成26年3月期)	第74期(当期) (平成27年3月期)
受 注 高 (百万円)	94,921	103,409	122,325	133,751
売 上 高 (百万円)	90,137	103,670	121,548	129,255
経 常 利 益 (百万円)	6,370	8,945	11,330	8,960
当 期 純 利 益 (百万円)	3,317	6,897	5,897	5,099
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	42円47銭	89円41銭	76円46銭	66円12銭
総 資 産 (百万円)	118,234	138,345	161,283	181,187
純 資 産 (百万円)	50,392	58,558	67,372	74,464
1 株 当 た り 純 資 産	639円98銭	742円3銭	853円6銭	945円30銭

(6) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社等の状況

会 社 名		資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
国 内	日機装エイコー株式会社	90百万円	100.0%	ケミカル・スラリーポンプ、水処理装置および計測機器の製造および販売
	日機装技研株式会社	50百万円	100.0%	当社グループにおける製品および製造技術の研究開発ならびに紫外線LED関連製品の製造および販売
	マイクロトラック・ベル株式会社	65百万円	100.0%	工業部門製品（粒子計測・比表面積測定装置等）の製造および販売
北 米	Nikkiso America, Inc.	10米ドル	100.0%	北米における事業計画推進および統括ならびにCRRT（急性血液浄化療法）関連製品の販売
	Nikkiso Cryo, Inc.	0米ドル	100.0% (100.0%)	工業部門製品（液化ガス用ポンプ）の製造および販売
	Microtrac, Inc.	3,000千米ドル	100.0% (100.0%)	工業部門製品（粒度分布測定装置等）の製造および販売
欧 州	Nikkiso Europe GmbH	3,068千ユーロ	100.0%	欧州における医療部門製品の製造および販売
	LEWA GmbH	5,000千ユーロ	100.0% (100.0%)	工業部門製品（工業用往復動ポンプおよびポンプシステム）の製造および販売
	Geveke B.V.	20,000千ユーロ	100.0%	工業用特殊ポンプ、コンプレッサー等の販売ならびにそれらを用いた自社製パッケージ製品の製造および販売
ア ジ ア	日機装（上海）投資管理咨询有限公司	2,050千円	100.0%	中国における事業の推進および統括
	上海日機装貿易有限公司	17,004千円	100.0%	中国における医療部門製品の販売
	上海日機装ノンシールポンプ有限公司	22,799千円	100.0%	中国における工業部門製品（ポンプ）の製造および販売
	威高日機装（威海）透析機器有限公司	74,508千円	49.0%	中国における医療部門製品の製造、販売およびメンテナンス
	Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.	4,828千米ドル	100.0%	医療部門製品（透析用血液回路）の製造
	Nikkiso Vietnam, Inc.	3,000千米ドル	100.0%	工業部門製品（ブロッカードア等航空機部品）の製造
	M. E. Nikkiso Co., Ltd.	30,000千パーツ	50.0%	医療部門製品（透析用血液回路）の製造
	Nikkiso Pumps Korea Ltd.	500,000千ウォン	100.0%	韓国における工業部門製品（ポンプ）の販売および技術サービス

- (注) 1. 「出資比率」欄の（ ）は、間接所有の割合を内数で記載しています。
 2. 威高日機装（威海）透析機器有限公司は持分法適用関連会社です。

② 子会社の再編および他の会社との業務提携等

- ア. 平成26年10月、当社粒子計測機器事業を吸収分割により当社子会社マイクロトラック・ベル株式会社に承継させ、同社を存続会社として当社子会社日本ベル株式会社を吸収合併しました。
- イ. 平成27年2月、当社子会社であるNikkiso Cryo, Inc.は、スウェーデン Atlas Copco ABグループの米国Atlas Copco Mafi-Trench Company LLCおよびアトラスコプロ株式会社からクライオポンプ事業を譲り受けました。

(7) 主要な事業内容

事業名	製品分類	主要製品
インダストリアル 事業	ポンプ・システム製品	無漏洩ポンプ（「ノンシールポンプ」） 高精度定量注入ポンプ（LEWA製メタリングポンプ、「ミルフローポンプ」） 高速遠心ポンプ（「サンダインポンプ」） 液化ガスに使用される極低温用ポンプ（「日機装クライオジェニックポンプ」） 高圧・大流量用大型往復動ポンプ（LEWA製プロセスポンプ） 高精度定量注入ポンプおよび薬液タンク等を組み合わせた各種システム製品（「日機装LEWA付臭装置」、「日機装LEWA定量注入システム」） 火力・原子力等の発電所向け試料採取装置 薬液注入装置 放射線モニタリング装置 各種試験装置
	電子部品製造装置・粉粒体計測機器	セラミックシート積層機（「ハイスタッカー」） 等方圧プレス機器（「温水ラミネータ」） 除湿機 粒度分布測定装置（「マイクロトラック」シリーズ） ゼータ電位測定装置 比表面積測定装置
航空宇宙 事業	民間航空機向け部品	逆噴射装置部品（カスケード、ブロッカードア、トルクボックス） 民間航空機向け主翼部分（「Front Leading Edge」、「Winglet」） リージョナルジェット用翼部品（エルロン、シュラウド） 各種民間航空機向け複合材製品
紫外線LED事業	紫外線LED	殺菌用光源 計測用光源 樹脂・インク硬化用光源 流水殺菌モジュール 透析量モニタリング装置（「DDM」）
メ デ ィ カ ル 業 事	血液透析製品	多人数用透析液供給装置 透析用監視装置 多用途透析装置 個人用透析装置 透析通信システム（「フューチャーネット」） 逆浸透精製水製造システム（「DRO」） 透析用剤溶解装置 中空糸型透析器（ダイアライザー） 透析用血液回路セット 人工腎臓透析用剤（「Dドライ」）
	腹膜透析製品	腹膜透析液 自動腹膜灌流用装置（APDサイクラー）
	CRRT(急性血液浄化療法)関連製品	急性血液浄化装置、CRRT用血液ろ過器、血液回路セット

(8) 主要な拠点等

当 社	本 社	東京都渋谷区
	国 内 営 業 拠 点	札幌 仙台 名古屋 大阪 広島 福岡ほか
	国 内 生 産 拠 点	東村山製作所（東京都東村山市） 静岡製作所（静岡県牧之原市） 金沢製作所（石川県金沢市） 白山工場（石川県白山市）
子会社等	国内営業・生産拠点	日機装エイコー株式会社（東京都東村山市） マイクロトラック・ベル株式会社（大阪府豊中市） 日機装技研株式会社（東京都東村山市）
	海 外 統 括 拠 点	Nikkiso America, Inc. (米国) 日機装（上海）投資管理咨询有限公司（中国）
	海 外 営 業 拠 点	Nikkiso America, Inc. (米国) 上海日機装貿易有限公司（中国） Nikkiso Pumps Korea Ltd. (韓国)
	海外営業・生産拠点	Nikkiso Cryo, Inc. (米国) Microtrac, Inc. (米国) LEWA GmbH (ドイツ) Nikkiso Europe GmbH (ドイツ) Geveke B.V. (オランダ) 上海日機装ノンシールポンプ有限公司（中国） 威高日機装（威海）透析機器有限公司（中国）
	海 外 生 産 拠 点	Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd. (ベトナム) Nikkiso Vietnam, Inc. (ベトナム) M. E. Nikkiso Co., Ltd. (タイ)
	研 究 開 発 拠 点	日機装技研株式会社（東京都東村山市）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

部 門	国 内	海 外	合 計
工業部門	748名	1,915名	2,663名
医療部門	772名	2,586名	3,358名
共 通	246名	122名	368名
合 計	1,766名	4,623名	6,389名 (対前期末比191名増)

② 当社の従業員

従業員数 (対前期末比)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,563名 (64名減)	41.2歳	14.5年

(注) 従業員数は、他社への出向者 (83名) を除き、当社への出向者 (13名) を含みます。また、契約社員、パートタイマーを含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	22,409百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	12,803百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,500百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,345百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,171百万円
株 式 会 社 北 國 銀 行	2,700百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	2,400百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,285百万円
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	1,278百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 249,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 77,122,362株
 (自己株式3,164,102株を除く)
 (3) 株 主 数 11,848名
 (前期末に比べ4,581名増)

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,779千株	4.90%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,652千株	3.43%
日 機 装 持 株 会	2,415千株	3.13%
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 6 3 2	1,997千株	2.59%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,966千株	2.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,932千株	2.50%
日 機 装 従 業 員 持 株 会	1,843千株	2.39%
C B L D N F U L L T A X J A S - C L I E N T A C	1,667千株	2.16%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,650千株	2.13%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,622千株	2.10%

(注) 当社は、自己株式3,164,102株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

名称 (取締役会決議日)	新株予約権の 行使期間	新株予約権 の発行数	目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 の発行価額	新株予約権 行使時の 払込金額	事業年度 末日の役員 の保有状況
第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成24年7月2日)	平成24年7月19日から 平成54年7月18日まで	20個	普通株式 20,000株	1個当たり 722,278円	1株当たり 1円	15個 4名
第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成25年7月1日)	平成25年7月19日から 平成55年7月18日まで	20個	普通株式 20,000株	1個当たり 1,127,993円	1株当たり 1円	17個 5名
第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (平成26年7月7日)	平成26年7月24日から 平成56年7月23日まで	30個	普通株式 30,000株	1個当たり 1,004,802円	1株当たり 1円	30個 5名

(注) 1. 新株予約権は、取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行されたものです。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ①新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定める。
- ③上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定める。

(2) 当事業年度中の従業員等に対する新株予約権等の交付の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(平成27年3月31日現在)

2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発 行 日	平成25年8月2日
新 株 予 約 権 の 数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額合計額を転換価額で除した数
転 換 価 額	1,615円（ただし、一定の場合に調整される。）
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成25年8月16日から平成30年7月19日まで
新 株 予 約 権 付 社 債 の 残 高	15,000百万円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
甲斐敏彦	代表取締役社長	
中村洋	取締役 常務執行役員 経営企画部長 管理、貿易管理、内部統制、内部監査、 コンプライアンス、情報システム担当	
西脇章	取締役 常務執行役員 インダストリアル 事業本部長	
本間久	取締役 常務執行役員 生産統括、営業統括、研究開発、品質保 証、中国地域における事業の統括	
吹田恒久	取締役 常務執行役員 メディカル事業本部長	
中根堅次郎	社外取締役	公認会計士（清新監査法人 代表社員） 税理士（清新税理士法人 代表社員） 日本バルカー工業株式会社 社外監査役
田代初男	常勤監査役	
後藤直人	常勤監査役	
菊地裕太郎	社外監査役	弁護士（菊地総合法律事務所 所長） 株式会社日本システムプロダクト 社外監査役 株式会社トータルエステート 社外監査役 公益財団法人日弁連法務研究財団 専務理事
長友英資	社外監査役	株式会社E Nアソシエイツ 代表取締役 オムロン株式会社 社外監査役 カブドットコム証券株式会社 社外取締役 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役

- (注) 1. 当社は、中根堅次郎氏、菊地裕太郎氏および長友英資氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
2. 長友英資氏は、(株)東京証券取引所常務取締役（最高自主規制責任者）、金融庁企業会計審議会委員および公益財団法人財務会計基準機構理事などの要職を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動は、次のとおりです。

氏名	異動後の地位および担当	異動前の地位および担当	異動年月日
中村洋	取締役	取締役 常務執行役員 経営企画部長 管理、貿易管理、内部統制、内部監査、 コンプライアンス、情報システム担当	平成27年4月1日
西脇章	取締役 常務執行役員 経営企画部長 管理、貿易管理、内部統制、内部監査、 コンプライアンス、情報システム担当	取締役 常務執行役員 インダストリアル 事業本部長	平成27年4月1日
本間久	取締役 常務執行役員 インダストリアル 事業本部長 生産統括、営業統括、研究開発、品質保 証、中国地域における事業の統括	取締役 常務執行役員 生産統括、営業統括、研究開発、品質保 証、中国地域における事業の統括	平成27年4月1日

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額	基本報酬	賞与	ストックオプション	人数
取締役	151百万円	75百万円	45百万円	30百万円	6名
監査役	46百万円	46百万円	－	－	4名
うち社外役員	24百万円	24百万円	－	－	3名

(注) 当社は、平成24年6月26日開催の第71回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して報酬として、いわゆる株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を取締役の報酬等の額の範囲内（年額280百万円以内）で、年20個を上限として付与することを決議し、平成26年6月25日開催の第73回定時株主総会において、当該発行上限数を年40個に改めることを決議しました。これに基づき、平成26年7月7日の取締役会決議により、同年7月23日に取締役6名に対して、合計30個のストックオプションを付与しました。なお、当該ストックオプションの額は、当期に費用計上した額を記載しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 中根 堅次郎 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

清新監査法人、清新税理士法人および日本バルカー工業株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、主に公認会計士・税理士の専門的立場から発言を行ないました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

定款の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

② 監査役 菊地 裕太郎 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

菊地綜合法律事務所、公益財団法人日弁連法務研究財団、株式会社日本システムプロダクトおよび株式会社トータルエステートと当社の間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期に開催された15回の取締役会のすべてに、また、17回の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士専門的立場から発言を行ないました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

定款の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

③ 監査役長友英資氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社E Nアソシエイツ、オムロン株式会社、カブドットコム証券株式会社および株式会社ミロク情報サービスと当社の間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期に開催された15回の取締役会のすべてに、また、17回の監査役会のすべてに出席し、主にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス・システムおよびリスク・マネジメント（内部統制）体制構築等について専門的立場から発言を行ないました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

定款の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の合計額	40百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の一部の連結子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けています。
3. 当社は、会計監査人に対して、非監査業務の対価を支払っており、当該業務の内容は次のとおりです。なお、②の金額は、当該業務の対価を含みます。
 （非監査業務の内容） 国際財務報告基準（IFRS）の導入に関するアドバイザーに係るコンサルティング業務

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に上程します。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務が適正に執行されるための体制を整備、維持、運用していくことが経営の重要な課題であると認識し、取締役会において決定している「内部統制基本方針」に基づき、内部統制体制を整備しています。「内部統制基本方針」の内容は次のとおりです。

1. グループ内部統制

当社は、当社グループが社会の一員として健全な社会倫理・価値観を共有し、法令・定款・社会規範を遵守して、ステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、当社グループの内部統制体制を整備する。

(1) 当社および当社子会社の取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、内部統制担当の取締役を委員長、本部長・法務担当部門長等を委員とする全社的な「内部統制委員会」を組織し、次のとおり、当社グループのコンプライアンス体制を整備する。

① 「内部統制委員会」の委員である「コンプライアンス担当委員」は、当社グループにおけるコンプライアンスを徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。本部長等は「コンプライアンス統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。「コンプライアンス担当者」を各本部等に設置し、定期的なコンプライアンス報告を求めるとともに、コンプライアンスの周知徹底、教育等を行なう。

② 当社グループの役職員が企業人としての良心にしたがい、社会へ貢献するために守るべき基本的な事項を定めた「日機装グループグローバル行動規範」（以下「日機装GCC」という。）を制定する。「日機装GCC」を定着させるため、グローバルベースでコンプライアンス研修を継続的に実施し、遵守状況を定期的に検証する。

③ 透明で公正なグループ経営を目指し、当社グループの従業員が、当社グループにおける法令違反等の事実を発見した場合に、直接、匿名または実名で、社外の弁護士等の専門家に通報できる「内部通報制度」を国内外で整備する。

2) 当社は、社長直轄の内部統制室を設け、内部統制体制の維持、発展を推進する。

3) 当社は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として社長直轄の内部監査室を置き、

当社のみならず、当社子会社をも対象とした内部監査の基本方針の作成、年間監査計画の策定、実施等を行なう。

- 4) 当社の取締役が、他の取締役の法令、定款の違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告するよう徹底する。
 - 5) 当社は、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない、専門的な知識を有する社外取締役および社外監査役により、経営の意思決定・業務執行を監督・監査する体制を強化する。
 - 6) 当社は、取締役会規程、権限規程等において、取締役会の承認を得なければならない事項を定め、各業務執行者が独断で業務を決定・執行できない体制を維持する。さらに社長は、コンプライアンス体制に関する事項を含め、取締役会に対して、定期的に業務執行報告を実施する。また、海外子会社の会計処理にも専門性を発揮できる会計監査人を選任し、緊密な情報交換のもとに適正な会計処理ができる体制を維持する。
 - 7) 当社は、「内部統制委員会」の活動として、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保する体制を整備、運用し、評価する。
 - 8) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力の排除に向けて組織的に取り組む。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録および執行会議議事録（それぞれの電磁的記録を含む。）は、法令および社内関連規程に基づき、適切に作成し、保存する。
 - 2) 社長を最終決裁者とする社長決裁伺書は、権限規程および社長決裁細則に基づき、発議部署において、原本またはその電磁的記録により、決裁または報告の日から所定の期間保存する。
- (3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 「内部統制委員会」に「リスク管理担当委員」を置き、リスク管理を徹底するための諸施策の策定・実施について中心的役割を果たす。本部長等は「リスク管理統括責任者」となり、自ら統括する部門等における前記諸施策の実施につき権限を有し、責任を負う。
 - 2) 当社は、当社グループに関わる災害リスク、製造物責任リスク、与信リスク、インサイダー取引リスク、不正輸出リスク、個人情報漏洩リスク等の個別のリスクを管理する実効性のある規程・体制を整備する。
 - 3) 当社は、不測の事態が発生した場合には、社長または担当取締役を本部長とする対策

本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部専門家の助力を得て、迅速な対応を行ない、損害の拡大を最小限にとどめる体制を維持する。また、開示を必要とする事項については、適時かつ正確に開示できる体制を維持する。緊急事態の発生時のために、全社緊急連絡網を維持する。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 当社は、法令に定める事項その他の重要な業務執行を審議するため、取締役会を原則として月1回、さらに必要に応じて随時開催する。機能的に経営に関する意思決定を行ない、これを執行するため、事業本部制を維持する。また、本部のそれぞれに、その業務の執行について責任を負う執行役員を任命する体制を維持する。
- 2) 当社は、当社グループの中期経営計画に基づき、各本部で每期作成する業務計画において、それぞれの経営上の課題、目標、指標を明確にする体制を維持する。さらに、各本部での方針管理のもとに展開し、達成に向けて、業務計画を具体化する。当社子会社は、業務執行にあたって、所属本部の業務計画を反映した独自の業務計画を作成し、目標の達成度の管理を行なう。各業務計画は、四半期ごとに、社長および取締役等によって構成される審議会議において、各本部との間で、進捗状況を検証する体制を維持する。
- 3) 当社は、経営方針・経営戦略に係る重要事項の決定については、取締役会の審議を経ることに加えて、必要に応じて事前に社長および取締役等によって構成される執行会議における審議を経る体制を維持する。
- 4) 当社は、社長を最終決裁者とする事項と本部長に権限委譲する事項、当社が決裁すべき事項と当社子会社に権限委譲する事項を明確に区分し、統制のとれた効率的で迅速な意思決定と業務執行を確保する。本部長・当社子会社社長は、当社社長から権限委譲された事項の執行について、さらに下位に職務権限を委譲し、意思決定と業務執行の効率性と迅速性を加速させる。
- 5) 財務上の主要情報は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化し、当社の社長、取締役および本部長が現状を把握することができる体制を維持し、さらに強化する。

(5) その他の当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社の取締役会規程および権限規程により、子会社の経営に関して当社の決裁・報告

を要する事項およびその決裁者・報告先を明確にする。

- 2) 当社子会社の業務に対しても、当社の監査役、内部監査室および会計監査人による監査を計画的に実施する。

2. 監査役監査を支える体制

当社は監査役設置会社として、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役監査を支える体制を整備する。

(1) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項

- 1) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。
- 2) 監査役室に所属する監査役の職務を補助する従業員（以下「監査役職務補助従業員」という。）は、監査役が指示した業務については監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- 3) 監査役職務補助従業員の人事異動・人事評価等については、監査役の同意を要する。
- 4) 監査役職務補助従業員は、監査役の監査の実効性を確保する観点から、当社グループの事業、財務、会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者とする。

(2) 監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の本部長、当社子会社社長が当社社長あてに定期的に行なう業務報告（業務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理に関する事項を含む。）は、常時常勤監査役に対しても配信する体制を維持する。また、監査役がいつでも必要に応じて当社の取締役および従業員に対して報告を求めることができる体制を維持する。
- 2) 監査役と当社子会社の監査役等が出席する「監査役連絡会」において、当社子会社の事業、コンプライアンスの状況等を当社監査役に定期的に報告する体制を維持する。
- 3) 監査役が、会計監査人、内部監査室と適宜協議を行ない、当社子会社の監査情報の共有を促進する体制を維持する。
- 4) 監査役へ報告を行なった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止するとともに、これを当社グループに周知徹底する。

- (3) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当

該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

- (4) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役が、実効的に監査機能を果たすのに十分な経営情報を入手できるよう、主要な会議（執行会議、生産販売会議等）を含む任意の会議に出席できる体制を維持する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策の非継続

当社は、平成24年6月26日開催の当社第71回定時株主総会において、当社定款に基づく「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」（以下「本規則」といいます。）の継続をご承認いただきました。本規則は、平成27年6月24日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了します。

当社は、「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）の具体的な取組みとして、短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれる恐れが生じる可能性に備え、平成18年6月23日開催の第65回定時株主総会において、定款に基づき本規則を初めて制定導入し、その後も、数次にわたり変更・継続のご承認を経て現在に至っています。

従来から、当社は、当社企業価値の防衛の手段としては、中期経営計画等を当社グループ全体で着実に実行していくことで企業価値と株主共同の利益の維持・向上を実現し、ステークホルダーとの信頼関係をいっそう強固にしていくことこそが重要であり、本規則は補完的な機能を果たすと認識しています。

しかしながら、昨今、本規則導入時とは当社を取り巻く経営環境等が大きく変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する法的手続きも整備され、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本規則の導入目的も一定程度担保されるようになりました。

このような状況の変化と本規則に対する一部の株主、投資家等の評価を踏まえ、今後の本規則の取扱いについて社内でも慎重に検討した結果、平成27年5月19日開催の取締役会において、本定時株主総会の終了の時をもって、本規則を継続しないことを決議しました。

なお、当社は、本規則の非継続後も、当社株式の大規模な取得が行なわれた際には、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法など関係する法令に従い、当社株式の大量取得行為等については是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示と時間の確保に努めることに加え、法令および定款の許容する範囲内において適切な措置を講じていく所存です。

なお、非継続となる前の会社の支配に関する基本方針および本規則の内容は、以下のとおりです。

① 基本方針の内容の概要

- ア. 当社の支配形態は、企業価値の向上と株主共同の利益を確保するため、株式市場における自由かつ公正な取引を通じて構成される株主の意思に基づき決定されるものとし
ます。
- イ. 短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生ずる場合など当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれる恐れが生じる可能性に備え、定款の定めに基づき、いわゆる買収防衛策を導入しておくこととします。

② 当社の取り組みの具体的な内容の概要

- ア. 中長期的方針のもと、事業のグローバル化、戦略的な事業展開、生産性向上、開発強化などに取り組み、企業価値と株主共同の利益の向上に努めます。
- イ. 当社は、前記①の基本方針に基づき、平成18年6月23日開催の定時株主総会の決議による「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」の制定以来、所要の変更を加えたうえで定時株主総会による株主の皆様のご承認を得て継続しており、平成24年6月26日開催の第71回定時株主総会において3年間の継続が承認可決されております。

本規則の概要は次のとおりです。

- 1) 大量取得者等に対して「大量取得提案書」の提出による情報提供を要請
当社株式の大量取得行為等が行なわれる場合、当社は大量取得者等に対し、事前に当該大量取得行為等に関する情報の記載を含む大量取得提案書の提出を求めます。大量取得者等には、当社からこの要請を受領した後10営業日以内に大量取得提案書を取締役会あてに提出していただきます。
- 2) 提供された情報を「独立委員会」で検討
 - i) 当社は、本規則に関して取締役会が恣意的な判断を行なうことを防止するために、取締役会から独立した独立委員会を設置します。独立委員会では、大量取得者等から提供された情報により、その取得行為について、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から検討を行なうものとし、独立委員会は、大量取得者等から提供された情報が不十分であると判断した場合には、そのつど、大量取得者等に対し、適宜合理的な回答期間を定め、自らまたは取締役会を通じて情報を追加提供するよう書面により要請することができるものとし

す。ただし、この情報提供の要請期間は、大量取得提案書の提出を要請する書面が最初に発送された日から60日間を上限とします。なお、独立委員会は、大量取得者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または独立委員会が必要であると判断した場合には、原則として30日間を上限として情報提供要請期間を延長できるものとします。

- ii) 独立委員会における検討期間は、大量取得者等からの大量取得提案書の提出および前記の本件情報の追加的な提供が完了したと独立委員会が認めた日または情報提供要請期間（その延長を含みます。）が満了した日のうち早い方の日から、原則として、円貨による公開買付けによる取得行為については最長60日間、それ以外の取得行為については最長90日間とします。なお、合理的な理由がある場合、独立委員会はその検討期間を延長することができますが、原則として30日間を超えて延長しないものとします。大量取得者等は、大量取得提案書の提出の要請を受けた日から独立委員会による検討期間が満了するまで、株券等を取得してはならないものとします。

3) 新株予約権の発行に関する勧告

独立委員会は、大量取得者等による取得行為を防止すべきかを、当社の企業価値および株主共同の利益の観点から判断し、当該大量取得者等による権利行使が認められない新株予約権を、その時点のすべての株主の皆様に対して発行（無償割当てを含み、以下同様とします。）するよう、または発行しないよう取締役会に勧告します。

4) 新株予約権の発行

取締役会では、独立委員会の勧告を最大限尊重して、普通株式1株につき2個を上回らない割合で、新株予約権の発行の可否を決定します。新株予約権が発行された場合、大量取得者等以外の株主の皆様は新株予約権を行使し（取得条項付の新株予約権である場合には行使の手続きを経ることなく）、当社株式を取得することとなります。この場合、大量取得者等が保有する株式の議決権割合が低下します。

5) 非デッドハンド型・非スローハンド型買収防衛策

本規則は、株主総会または取締役会の決議により廃止できます。本規則導入時の取締役またはその取締役によって指名された取締役以外は廃止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、新任取締役が選出された後一定期間を経るまでは廃止できない買収防衛策（スローハンド型）にも該当しません。

③ 当社の取り組みに対する取締役会の判断とその理由

当社取締役会は、前記②の取り組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記①の基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、剰余金の配当等を取締役会で決議できる旨を定款で定めています。当社は、業績、経営環境等を総合的に勘案した利益還元を行なっていくことを基本方針とし、かつ安定的な配当にも留意しています。また、将来の長期的な事業展開に備え、財務体質をいっそう強化するため、内部留保の充実にも努めています。

1 株当たり配当額の推移

	第71期 (平成24年3月期)	第72期 (平成25年3月期)	第73期 (平成26年3月期)	第74期(当期) (平成27年3月期)
中間	6.00円	6.00円	8.00円	8.00円
期末	6.00円	8.00円	8.00円	8.00円
年間	12.00円	14.00円	16.00円	16.00円

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	101,799	流動負債	51,233
現金及び預金	31,957	支払手形及び買掛金	16,483
受取手形及び売掛金	40,086	短期借入金	11,488
商品及び製品	9,456	1年内返済予定の長期借入金	9,372
仕掛品	8,211	リース債務	64
材料及び貯蔵品	8,432	未払金	2,654
繰延税金資産	1,750	未払消費税等	57
その他の引当金	2,503	未払法人税等	2,465
貸倒引当金	△598	未払費用	3,204
固定資産	79,387	賞与引当金	1,634
有形固定資産	31,716	役員賞与引当金	64
建物及び構築物	15,244	生産拠点再編関連費用引当金	36
機械装置及び運搬具	7,522	設備関係支払手形	72
土地	4,236	その他	3,634
リース資産	143	固定負債	55,489
建設仮勘定	2,417	転換社債型新株予約権付社債	15,100
その他	2,151	長期借入金	34,341
無形固定資産	31,932	リース債務	120
のれん	23,764	繰延税金負債	3,559
リース資産	38	退職給付に係る負債	2,245
その他	8,130	役員退職慰労引当金	16
投資その他の資産	15,738	その他	105
投資有価証券	14,467	負債合計	106,722
長期貸付金	241	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	249	株主資本	63,930
破産更生債権	13	資本金	6,544
その他の引当金	1,015	資本剰余金	10,701
貸倒引当金	△249	利益剰余金	48,997
		自己株式	△2,313
		その他の包括利益累計額	8,973
		その他有価証券評価差額金	4,973
		為替換算調整勘定	4,937
		退職給付に係る調整累計額	△936
		新株予約権	60
		少数株主持分	1,500
		純資産合計	74,464
資産合計	181,187	負債・純資産合計	181,187

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,255
売上原価		81,342
売上総利益		47,912
販売費及び一般管理費		41,792
営業利益		6,120
営業外収益		
受取利息	68	
受取配当金	228	
持分法による投資利益	223	
受取賃貸料	111	
為替差益	2,364	
生命保険配当金	119	
その他	518	3,634
営業外費用		
支払利息	576	
その他	217	794
経常利益		8,960
特別利益		
固定資産売却益	135	135
特別損失		
固定資産除却損	150	
固定資産売却損	1	
事業譲渡	447	599
税金等調整前当期純利益		8,496
法人税、住民税及び事業税	4,193	
法人税等調整額	△867	3,325
少数株主損益調整前当期純利益		5,171
少数株主利益		71
当期純利益		5,099

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,544	10,701	45,254	△2,312	60,187
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△122	—	△122
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,544	10,701	45,132	△2,312	60,065
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,233		△1,233
当 期 純 利 益			5,099		5,099
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
連 結 範 囲 の 変 動			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	3,865	△0	3,864
当 期 末 残 高	6,544	10,701	48,997	△2,313	63,930

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	3,990	3,208	△1,596	5,602	30	1,551	67,372
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	△122
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,990	3,208	△1,596	5,602	30	1,551	67,249
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,233
当 期 純 利 益							5,099
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							0
連 結 範 囲 の 変 動							△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	983	1,728	659	3,371	30	△51	3,350
当 期 変 動 額 合 計	983	1,728	659	3,371	30	△51	7,214
当 期 末 残 高	4,973	4,937	△936	8,973	60	1,500	74,464

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		72,986
売上原価		52,621
売上総利益		20,364
販売費及び一般管理費		16,842
営業利益		3,521
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	789	
受取賃貸料	188	
為替差益	2,316	
生命保険配当金	119	
その他	144	3,652
営業外費用		
支払利息	336	
その他	44	381
経常利益		6,793
特別利益		
固定資産売却益	119	119
特別損失		
固定資産除却損	21	
固定資産売却損	0	22
税引前当期純利益		6,890
法人税、住民税及び事業税	1,999	
法人税等調整額	△12	1,986
当期純利益		4,904

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金(注1)		
当期首残高	6,544	10,700	0	1,461	36,906	△2,312	53,301
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△122	—	△122
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,544	10,700	0	1,461	36,783	△2,312	53,178
当期変動額							
剰余金の配当					△1,233		△1,233
当期純利益					4,904		4,904
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分			0			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	0	—	3,670	△0	3,669
当期末残高	6,544	10,700	0	1,461	40,454	△2,313	56,848

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,988	30	57,319
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△122
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,988	30	57,197
当期変動額			
剰余金の配当			△1,233
当期純利益			4,904
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	978	30	1,008
当期変動額合計	978	30	4,678
当期末残高	4,967	60	61,876

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

(注1) その他利益剰余金の内訳

項目	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	2,114	17,370	17,421	36,906
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△122	△122
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,114	17,370	17,298	36,783
当期変動額				
剰余金の配当			△1,233	△1,233
当期純利益			4,904	4,904
固定資産圧縮積立金の取崩	△214		214	—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加	97		△97	—
当期変動額合計	△117	—	3,788	3,670
当期末残高	1,997	17,370	21,086	40,454

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 誠 司 ㊦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 隆 史 ㊦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊦

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日機装株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日機装株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 誠 司 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 隆 史 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日機装株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

日機装株式会社 監査役会

常勤監査役	田代初男	Ⓞ
常勤監査役	後藤直人	Ⓞ
社外監査役	菊地裕太郎	Ⓞ
社外監査役	長友英資	Ⓞ

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告書

<メ モ 欄>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

第74回定時株主総会会場ご案内

当社東村山製作所 R & Dセンター総合館

東京都東村山市野口町2丁目16番地2

電話 (042) 392-3311 (代表)



交通のご案内：西武新宿線
西武国分寺線
西武園線

「東村山駅」

- ・西口より徒歩15分
- ・西口よりタクシーで5分

- ・車でのご来場はご遠慮ください。
- ・株主総会終了後、ご希望の方には製作所内をご案内いたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認
証紙と植物油インキを
使用しています。